

都市再生委員会の公開について

1. 要 綱

(1) 「**附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成 11 年 4 月 1 日制定）**」より抜粋

（附属機関等の会議の公開）

第 6 条 附属機関等の会議は、運営の透明性及び公正な県政運営に資するため、原則として公開するものとする。ただし、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号）第 7 条各号に定める不開示に該当する情報について審議する場合その他会議を公開することにより公正かつ円滑な審議運営に著しい支障が生じると認められる場合はこの限りでない。

2 前項の会議の公開又は非公開の決定は、当該附属機関等の長がその会議に諮って行うものとする。

なお、会議を非公開とすることについて、その理由の開示を求められた場合には、それを明らかにするものとする。

3 附属機関等の会議の公開は、会議の傍聴、会議結果の公表の方法により行うものとする。

(2) 「『**附属機関等の設置及び運営に関する要綱**』の運用について」より抜粋

2 運用にあたっての留意事項

第 6 条関係

第 2 項

新しく委員を選任した後の最初に行う、会長又は委員長等が選任されていない会議について、公開又は非公開を決定するために、会議を招集することができない場合には、当該附属機関等の事務を担当する課（室）長又は各種委員会事務局の長等が、会議開催通知前までに委員の意志を確認し、決定するものであること。

(3) 「**長崎県県政情報の提供等の推進に関する要綱（平成 11 年 2 月 22 日制定）**」より抜粋

（審議会等の会議の公開等）

第 9 条 実施機関は、審議会等の附属機関及び私的諮問機関等の会議の公開及び委員の公募などに努めるものとする。

2. 確認事項

①会議の公開・非公開について

②会議を公開とした場合の公開方法について

③「議事録の公表」の場合の「氏名」の公表・非公表

3. 事務局（案）

①原則公開する。

②公開方法は「傍聴」及び「議事録の公表」とする。

③「氏名」は非公表とする。